

茅ヶ崎市病院事業職員住居手当規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第13号

茅ヶ崎市病院事業職員住居手当規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業職員住居手当規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計のみちがなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第6条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに病院事業管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

第7条第1項中「欠くに至った日」の次に「（病院事業管理者が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で病院事業管理者が定める日）」を加える。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。